

四日市市告示第598号

令和6年9月19日付で、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき沈没品を拾得したことから、その物件の引渡しをうけたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、沈没品を所有者に引渡しますので、心当たりの方は四日市市役所危機管理課まで申し出てください。

令和6年9月26日

四日市市長 森 智 広

- 1 沈没品（引渡しをうけた物件）
FRP製手漕ぎボート 全長2.4m 全幅1.2m
- 2 拾得場所
四日市港第1航路
- 3 拾得年月日
令和6年7月20日
- 4 保管場所
四日市港管理組合千歳庁舎（四日市市千歳9-1地内）
- 5 その他
告示後6か月経過し、引渡し申し出がない場合は、処理を行います。